

退職後に国外へ転出する外国人の市県民税の納税と 納税管理人の届け出について（お願い）

納税管理人とは、納税義務者の代わりに納税に係る事務（納税通知書・還付通知書の受領や税金の納付など）を管理する人です。

納税義務者が国外へ転出するなどの理由により納税等ができなくなる場合は、別紙「納税管理人申告書」により、納税管理人の届け出をお願いしています。

市県民税は原則として、1月1日（賦課期日）時点で三原市に住所があり、前年中所得が一定以上ある方に課税されます。年の途中で三原市から国外へ転出した場合も、税額は変わりません。国外へ転出される場合は、納税通知書が送付できませんので、次の手続きが必要となります。

特別徴収の方が国外へ転出する場合

出国時期に応じて、次のとおり対応してください。

退職・出国時期	提出物	対応
6月～12月	①給与所得者異動届出書 ②納税管理人申告書	①国外へ転出以降翌5月分までの未徴収税額を、最後の給与から一括徴収してください。
翌年1月～5月	①給与所得者異動届出書 ②納税管理人申告書 ③市県民税試算依頼書 ④給与支払報告書	①国外へ転出以降翌5月分までの未徴収税額を、最後の給与から一括徴収してください。 ②市県民税試算回答書に記載の試算税額を、国外へ転出する方から預かってください。 ③国外へ転出する方の納税通知書を6月頃に送付するので、同封の納付書で納付してください。

備考

所得や控除の変更により、算定した税額が試算額とは異なる場合があります。

- ・算定額 > 試算額となる場合：納税管理人による不足額納付の必要はありません。
- ・算定額 < 試算額となる場合：納税管理人から納税義務者へ還付していただきます。

問合せ先
三原市役所 市民税課
TEL：0848-67-6031 FAX：0848-67-6132

納税管理人 - 届出と納付までのタイムスケジュール

外国人雇用者の帰国が決まったら・・・現在、納付されないまま帰国した外国人に対する市県民税が、市の税収減の要因となり困っています。



<p>●申請書と試算を行うための課税資料等をご提出ください。 ※帰国が決まったら、早めにご連絡ください。 ※回答期限日どおりに回答出来ない場合があります。</p>	<p>●試算した税額を文書で回答いたします。 ※回答書の送付まで1週間前後のお時間をいただきます。</p>	<p>●試算額の回答に基づき、帰国者からあらかじめ税額をお預かりください。</p>	<p>●普通徴収の納税通知書を6月初旬に納税管理人宛に送付します。金融機関等で納付してください。 ※納付書は4期分を送付しますが、まとめて納付できません。 ●特別徴収の通知書は5月中旬に送付します。</p>
<p>●住民税は1月1日時点の住所地で課税されます。 (地方税法39、318) 個人の住民税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とする。</p>	<p>●試算額の計算は、依頼書と一緒に提出いただく給与支払報告書等により行います。 確定申告書の提出などにより所得や控除が変更し、税額に誤差が生じます。</p>	<p>●お預かりいただいた税額については、納税通知書を送付するまでは納付できません。</p>	<p>●試算額に誤差が生じた場合【追徴】納税管理人となった場合でも、試算額以上の納付をお願いすることはありません。 ※督促状が届く可能性があるため、納税管理人の廃止をお願いいたします。 【還付】納税管理人から納税義務者へ還付してください。</p>

(参考) 納付月一覧

※特別徴収通知書発送 ※普通徴収通知書発送



【提出書類】

異動届	納税管理人申告書	税額試算依頼書	給与支払報告書
<p>・本年度分の市県民税の残額については、一括徴収での納付にご協力ください。</p>	<p>・納税に関する事項を処理するための代理人です。 ・賦課徴収(滞納処分を除く。)又は還付に関する書類は、納税管理人に送付します。</p>	<p>・課税対象者のみご依頼ください。 ※租税条約により非課税となる方などは、試算依頼は不要です。</p>	<p>・試算を行うための基になる資料となります。試算額の誤差がないようにするため、ご協力をお願いいたします。</p>